

国内審判決紹介

日本国内の審決・判決の中から興味深かったものをご紹介します。

担当：中川 拓

■目次

・判決紹介

ペグの形状が不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に規定する周知な商品等表示に該当するかが争われた事案

・審決紹介

商標の構成要素を分離して他人の商標と比較し、類否判断を行うべきかが争われた事案（2 件）

■判決紹介

ペグの形状が不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に規定する周知な商品等表示に該当するかが争われた事案

判決言渡日：令和 7 年 5 月 2 9 日 事件番号：令和 6 年（ネ）第 1 0 0 6 7 号

・事案概要

原告は、被告らに対し、被告商品（ペグ）を販売する行為が、不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為に該当すると主張し、被告商品の製造販売等の差止め・廃棄、謝罪広告掲載などを求めた。原審では、原告商品の形態が周知な商品等表示であるとは認めることはできないとして、原告の請求がいずれも棄却されたため、原判決を不服として控訴したが、控訴人の請求はいずれも棄却された。

被告商品（商品名：エリッゼステーク）	原告商品（商品名：ソリッドステークス）
	

・原審の判断の概要

原告は、平成24年5月30日に存続期間が満了した原告意匠権を有していたところ（登録990949号／物品名：テント張設用ペグ）、意匠権の存在により獲得された独占状態に基づいて獲得又は維持された特別顕著性及び周知性のみを根拠として、原告商品の形態について不競法2条1項1号所定の商品等表示としての保護を認めることは、意匠権の存続期間満了後も第三者による原告意匠の利用を妨げることになり相当でない。

原告商品の形態が商品等表示に当たるというためには、原告意匠権に基づく原告商品の形態に係る独占状態の影響が払拭された後に、新たに原告商品の形態が出所を表示するものとして特別顕著かつ周知のものとなる必要があるところ、本件における上記独占状態が払拭された令和元年（原告商品と被告商品の販売数が肩を並べるようになり、他社の同種商品も多く販売されるようになっていた時期）以降、原告商品の形態が、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していると認めることはできず、原告商品の形態が出所を表示するものとして周知になったともいえない。

・本審の判断の概要

まず、裁判所は、商品の形態が不競法2条1項1号に規定する商品等表示にあたる場合について、以下の様に判示しました。

商品の形態は、その機能や美観を発揮させるために採用されるもので、原則として商品の出所を表示するものとしての性格を有しないが、

- ① 商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有し（特別顕著性）、かつ、
- ② その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所

を表示するものとして周知になっている場合（周知性）

には、

商品の形態が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合がある。

そして、商品の形態が不競法2条1項1号の周知な商品等表示に当たるとして、これと同一又は類似の形態を使用する者に対し損害賠償請求又は行為の差止請求をするためには、損害賠償請求については請求の対象である行為がされた時、差止請求については口頭弁論終結時に、当該商品の形態が上記の特別顕著性及び周知性を備えていることを要する（この判断の基準となる時点を「基準時」という。）。

その上で、裁判所は、原告商品の形態が控訴人の周知な商品等表示であるとは認めないと判断し、控訴人の請求は理由がないとしました。その理由は以下の通りです。

―特別顕著性について―

控訴人主張の本件特徴的部分は、技術的合理性又は商品の機能に由来するものであり、基準時において、本件特徴的部分の各要素を備える同種商品が多数に及んでいることから、本件特徴的部分が他の商品に見られない顕著な特徴に当たるものということとはできないため、原告商品の形態が基準時において特別顕著性を有するとは認められない。

―周知性について―

原告商品の市場占有率は、原告意匠権が存続期間の満了により消滅した後に急激に低下し、令和元年以降は、原告商品と形態的特徴を共通とする同種商品が展開されていること、原告商品の宣伝広告も形態よりも機能に重点が置かれていること、アンケート結果によれば、原告商品の形態を見て、一般ユーザーにおける回答では控訴人としたものとコールマンとしたものが拮抗し、回答者を①最近3年以内に、テント、タープ及びペグのいずれかを購入した、かつ、②キャンプ、登山のどちらかに1年に1回以上行くとの二つの条件を満たす者に絞り込んでも、正答率は向上するものの、「控訴人又は原告商品」と答えた者の半数以上の者が「コールマン」と答えている上、全ての問いで「わからない」が第1位を占めていることから、原告商品のような実用品では、ユーザーは商品形態というよりは性能、ブランド名等で商品を選択していることが理解でき、原告商品の形態的特徴は同種商品の中で埋没しているもので、需要者において本件特徴的部分を有する原告商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっているとはいえないというべきである。

・寸評

意匠権の存続期間中は当該登録意匠に係る物品の製造等について意匠権者に独占的権利を付与することにより、意匠の創作を奨励すると共に、意匠権の存続期間が満了した後は、当該意匠を利用する機会を広く第三者に付与することによって、産業の発達に寄与することを目的

とする意匠法の趣旨に照らしてみれば、原告の意匠権の存続期間が満了した後も、継続して第三者が当該意匠を利用することを禁止することは妥当ではなく、その様な意味では今回の判決は妥当であると思われます。

ただ、意匠権の存続期間中に意匠権者の企業努力によって獲得された周知性は、原告商品の形態を保護すべきか否かを判断する上で、もう少し考慮されても良いのではないかと感じました。意匠権の存続期間中であっても、意匠権者が当該物品の形状を立体商標として出願し、自他商品等識別力を獲得していることを証明し、登録を受けることができれば、更新を条件に半永久的に存続する商標権が付与されることから、その様に感じます。

■ 審決紹介

商標の構成要素を分離して他人の商標と比較し、類否判断を行うべきかが争われた事案（１）

審決日：令和 7 年 9 月 1 6 日 不服 2025-005242

・ 事案概要

本願商標（商願 2024-37735）	引用商標（登録第 6810793 号）
P A L （標準文字） （指定商品：6 類 建築用又は構築用の金属製専用材料）	 （指定役務：35 類 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等）

結論：原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

審決概要：

本願商標は、構成文字「PAL」に相応して、「パル」または「ピーエーエル」の称呼が生じ、「パル」の称呼が生じる場合は、「友だち。仲間。」の観念を生じるものである。

他方、引用商標は、左側の図形部分と、右側の文字部分は、バランスよく左右近接して配置されており、上下の縦幅も、ほぼ同じ幅でまとまりよく表されていること、また、左側の図形部分中の「ぱる」の文字と、右側の文字部分中の「ぱる」の文字は、デザイン化された同じ書体で表されていることも相俟って、視覚的にまとまりよく一体的に表された印象を与えるものであって、その構成文字全体から生じ得る「パルチャンパル」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得るものである。さらに、引用商標の構成中「Pal」の文字部分のみが取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見い

だせない。そうすると、引用商標は、その構成全体をもって一体不可分のものであるといわなければならない。

したがって、引用商標の構成中「P a l」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

商標の構成要素を分離して他人の商標と比較し、類否判断を行うべきかが争われた事案（2）

審決日：令和 7 年 9 月 24 日 不服 2024-12999

・ 事案概要

本願商標（商願 2023-100400）	引用商標（登録第 6517882 号）
リッキー （標準文字） （指定商品：16 類 メモ帳，シール，ペンシルケース，文房具類，定期刊行物，小冊子，印刷物）	 リッキー （指定商品：16 類 文房具類，印刷物 等）

結論：本件審判の請求は、成り立たない。

審決概要：

本願商標を構成する「リッキー」の文字は一般的な辞書等に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることがない造語として認識されるというのが相当である。そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「リッキー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

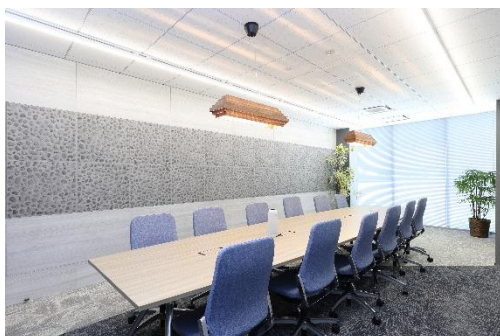
引用商標は、図形部分と文字部分が図形と文字という構成要素を異にすることに加え、色彩も異にし、それぞれ重なり合うことなく、相当程度の間隔を空けて上下に独立して表されているものであることから、視覚上、明確に分離して看取し得るものである。そして、「リッキー」の文字は、一般的な辞書等に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることがない造語として認識されるというのが相当である。また、図形部分は、一般に親しまれた特定の事物を表したものと認められず、特定の称呼や観念が生じるといった事情も見いだせないことから、図形部分と文字部分とは、観念上のつながりはなく、両者を常に一体のものとして把握し

なければならない特段の事情も見いだせない。そうすると、図形部分と文字部分は、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとはいえない。してみると、引用商標は、その構成中の図形部分と文字部分が、それぞれ独立して自他商品役務の出所識別標識の機能を有しているといえ、その構成中から文字部分を要部として抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるものである。したがって、引用商標は、その構成中の「リッキー」の文字部分に相応して、「リッキー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

本願商標と引用商標は、全体の外観において、図形部分の有無の差異を有するものの、本願商標と、引用商標の文字部分とを比較すると、書体の違いがあるものの、いずれも「リッキー」の構成文字を共通にするものであるから、外観上近似した印象を与えるものといえる。また、両者は、いずれも「リッキー」の称呼を生じるものであるから、称呼を共通にするものである。さらに、両者は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念においては比較できない。そうすると、本願商標と引用商標とは、全体の外観において相違し、観念において比較できないものの、本願商標と文字部分との対比では、外観において近似し、称呼を共通にするものであるから、これらを総合して考察すれば、本願商標と引用商標とは、互いに相紛れるおそれのある類似の商標というべきである。

・ 寸評

今回の2つの審決では、複数の構成要素からなる商標に関し、各構成要素に分離してそれぞれの構成要素を他人の商標と比較し商標の類否判断を行うべきかという点において、判断が分かれました。出願商標の態様は、使用態様に一致させることが原則ですが、複数の構成要素からなる商標について、その一構成要素と相紛らわしい先願商標が存在する場合には、各構成要素の一体性を強める配置などに態様を変更することにより、登録可能性を高めることができる場合があります。



内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。